

町内で転居される方へ

(各種手続きのご案内)



転居届のほかに次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。

なお、一般的な手続き事項をお示ししたものであり、これら以外の手続事項や書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

住民基本台帳カード・個人番号カード(通知カード)

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
1 個人番号カード (通知カード) 住民基本台帳 カードをお持ちの方	・住所変更の登録が必要ですので、カードをお持ちください。	・個人番号カード (通知カード) ・住民基本台帳カード	住民課 総合窓口G (戸籍)	

年金

2 国民年金に加入 している方	・住所変更の手続きをしていただく場合があります。	・年金手帳 ・印鑑 ・個人番号カード (通知カード)	住民課 総合窓口G (年金)	
3 年金を受給して いる方	・砂川年金事務所に、住所変更届を提出して いただく場合があります。 ・届出書は、役場にあります。	・年金証書 ・印鑑 ・個人番号カード (通知カード)	住民課 総合窓口G (年金)	
4 農業者年金を受 給している方	・住所の変更届が必要です。 ・農協で手続きをしてください。	【農協で必要なもの】 ・農業者年金証書 ・印鑑	農業委員会 事務局	

健康保険・介護保険・医療費関係

5 国民健康保険に 加入している方	・変更届を提出し、保険証(カード)の変更交 付を受けてください。 ※世帯構成が変わると保険料が変わることが ありますので、注意願います。	・国民健康保険証(カード) ・印鑑 【保険料を口座振替する場 合】 ・振込口座の通帳 (郵便局以外) ・通帳の印鑑	住民課 住民福祉G (国保)	
6 介護保険被保険 者証をお持ちの 方(65歳以上 の方全員)	・変更届を提出してください。 ・後日、新しい住所等を記載した被保険者証 を送付します。		住民課 住民福祉G (介護保険)	
7 後期高齢者医療 制度対象の方	・届出は必要ありませんが、世帯構成の変更 により保険料が変わる場合があります。 ・後日、新しい住所等を記載した保険証を送 付します。		住民課 住民福祉G (後期高齢者 医療)	

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
8 重度心身障害者医療受給者証・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療の受給者証をお持ちの方	・変更届を提出し、変更後の受給者証の交付を受けてください。	・受給者証 ・印鑑	住民課 住民福祉G (医療)	
9 自立支援医療受給者証（精神通院／更生医療）をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・自立支援医療受給者証 ・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

福祉制度の手帳・受給者証

10 身体障害者手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・身体障害者手帳 ・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
11 療育手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・療育手帳 ・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
12 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方	・記載事項変更（住所）の手続きをしてください。	・障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳） ・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
13 障害者自立支援法の各種サービスを受けている方	・住所変更の手続きをしてください。	・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

福祉制度の各種手当

14 児童手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
15 児童扶養手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
16 特別児童扶養手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・特別児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
17 障害児福祉手当 特別障害者手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

その他

18 町水道をお使いの方	・転居元の給水停止届、転居先の給水開始届を提出してください。	・印鑑	建設課 建設G (水道)	
19 合併浄化槽をお使いの方	・転居元の休止又は廃止届、転居先の開始届が必要な場合があります。	・印鑑	住民課 総合窓口G (衛生)	
20 犬を飼っている方	・犬の所在地変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 総合窓口G (衛生)	